

1 業務委託名

令和8年度 安曇野市企業サポート事業業務委託

2 業務の目的

市内事業者を対象とし、あらゆる経営課題の解決および持続可能な事業構築を目的に、事業者の状況や課題に寄り添った伴走型支援を行い改善までをサポートすることで、自ら考え行動できる自走力の向上を図る。あわせて、事業構造の見直しや経営基盤の強化を通じ、安定的かつ継続的な事業運営につなげる。

3 委託期間

契約締結日から令和9年3月15日まで

4 委託業務の内容

- (1) 経営相談の実施
- (2) 効果測定及び報告書作成

5 資格要件等

本業務の資格要件等は以下のとおりとする。

- (1) 長野県中信地域（安曇野市、松本市、塩尻市、大町市など）に拠点を持つ中小企業診断士資格保有者を擁する法人、かつ中小企業庁が認定する認定経営革新等支援機関であること。
- (2) 参加申込書提出日が会社設立日から5年以上経過している法人であること。
- (3) 直近1年間で公的な支援機関や商工団体において、相談対応の実績が50件以上あること。

6 業務内容の詳細

(1) 経営相談の実施

ア 趣旨

市内事業者の多様な経営課題に対応する総合的な相談窓口となり、課題解決に向けた助言および支援を行い、事業者の自走力向上を図る一連の業務を委託する。

イ 経営相談内容

- ・各事業者が抱える経営上の課題解決に向けた相談対応を行う。継続的な支援が必要と認められる場合には、複数回にわたる伴走型支援を実施する。
- ・相談内容が中小企業診断士の業務領域外になる場合は、必要に応じて適切な各種士業（税理士、社会保険労務士、弁護士等）へつなぐ。
- ・市が実施する関連事業や市商工会、金融機関等と連携を図り、事業者にとって最適な支援を提供する。

ウ 事業実施要件

(ア) 相談社数

事業者数20社程度

(イ) 対象者

安曇野市内の事業者

(ウ) 相談費用等

支援希望事業者に対する相談費用は無料とする。ただし、他土業等への連携、調整の結果別途費用が発生する場合には、当該費用は本委託料の対象外とし、支援希望事業者の負担とする。

(エ) その他

- ・初回相談時は、対面（オンラインを含む）で対応すること。
- ・本業務における助言や提案は、相談者の課題解決を目的とするものであり、受託者の営利目的に資する内容を含めないものとする。
- ・本業務の遂行にあたり疑義が生じた場合は、速やかに市と協議の上、その指示に従い業務を遂行するものとする。

エ 広報・受付業務

(ア) PRデータの作成

本事業の認知度向上と相談事業者の確保を目的としてA4サイズのチラシを作成し、市へデータを納品する。効果的な情報発信を行えるよう工夫し、記載内容は必ず市と協議の上決定すること。

(イ) 支援希望事業者の受付

申込み窓口は市とし、市が受理した支援希望事業者の情報が共有された後、受託者は速やかに当該事業者へ連絡を行い、支援を開始するものとする。

(2) 効果測定及び報告書作成

ア (1)により実施した支援内容を月に1度あるいは伴走支援終了時に事業者ごとにまとめ、市へ提出する。報告書の体裁は、企画提案書の提出及びプレゼンテーション時に提示した書式をもとに市と協議の上で決定すること。

イ 委託期間終了時に、業務完了報告書を提出する。様式は任意とし、事業効果が測定できるよう工夫すること。

7 予算

3,894,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

企画提案書提出時には、積算内訳を記した参考見積書を提出するものとする。

令和8年度予算において、提案時の上限金額が減額または削除された場合、業務受託予定者の提案内容を変更して契約するか、または契約を締結しない場合がある。

※この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すものである。

8 業務実施にあたっての注意事項

- (1) 本業務の目的を達成するために、実施段階に応じた必要経費を確保し、円滑に事業を運営すること。

9 その他業務実施上の条件

- (1) 関係法令の遵守

受託者は関係法令を遵守すること。

- (2) 個人情報の保護

受託者は、この契約による個人情報の取り扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。また、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を守らなければならない。

- (3) 守秘義務

受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

担当課：安曇野市商工観光スポーツ部商工労政課
連絡先：TEL0263-71-2000（内線 3132）
shokorosei@city.azumino.nagano.jp
担当者：延本

(別記)

個人情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律、安曇野市個人情報保護法施行条例（令和4年安曇野市条例第32号）その他関係法令等を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(機密の保持)

第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、き損及び改ざん（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いに関する規程類を整備するとともに、本件業務に係る個人情報の管理責任者を選任しなければならない。

3 受注者は、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所（以下「作業場所」という。）を定めるとともに、作業場所に係る入退室の規制、防災・防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

4 受注者は、本件業務に係る個人情報の取扱いに着手する前に前3項に定める管理体制、安全対策その他の安全管理措置について、確認しなければならない。

(第三者への委託等の禁止)

第6 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らが行き、第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社を含む。以下同じ。）に委託し、又は請け負わせてならない。

(第三者への委託等の準用)

第7 この特記事項は、受注者が、発注者の承諾に基づき、この契約による業務を第三者に委託し、又は請け負わせるときに準用する。

(業務従事者への周知)

第8 受注者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第9 受注者は、この契約による業務を処理するため発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第10 受注者は、この契約による業務を処理するために、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(資料等の廃棄)

第11 受注者は、この契約による業務を処理するために、受注者自らが収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後速やかに廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りでない。

(監査及び調査)

第12 発注者は、この契約に係る個人情報の取扱いについて、安全管理措置が講じられているかどうか監査又は調査を行うことができる。

(事故報告)

第13 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに、発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(指示)

第14 発注者は、受注者が契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、受注者に対して必要な指示を行うことができる。

(契約の解除及び損害の賠償)

第15 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除し、又は受注者に対して損害賠償の請求をすることができる。

(1) 本件事務を処理するために受注者が取り扱う個人情報について、受注者の責に帰すべき理由による個人情報の漏えい等があったとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、本件業務の目的を達成することができないと認められるとき。

2 前項第1号の個人情報の漏えい等に伴う損害賠償その他の一切の責任は、個人情報の漏えい等が、受注者が第三者への発注等をし、当該第三者等において発生した場合であっても、当該受注者が負うものとする。